



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 酒井 玄

### 1 時限目 事案の概要

原告は、A社の株主であったが、A社が会社法施行前の商法364条に定める株式移転を行うことにより、完全親会社であるB社を設立したため、B社の株主となった。原告がB社の株主となった後、(1)株式移転前にA社の取締役または監査役であり、株式移転後も完全子会社であるA社の取締役または監査役に在任していたY1ら17名の者に対して、忠実義務違反および善管注意義務違反を理由として損害賠償を求め(東京地判平19.9.27判時1992号134頁,第1事件)、また、(2)株式移転前にA社の取締役であったが、株式移転後は完全親会社であるB社の取締役に就任したY2に対して、忠実義務違反および善管注意義務違反を理由として損害賠償を求めた(東京地判平20.3.27判時2005号80頁,第2事件)ものである。

### 2 時限目 判 旨

第1事件では、完全親会社(B社)の株主(原告)が、会社法847条に基づき、完全子会社(A社)の取締役等(Y1ら17名)に対して株主代表訴訟を提起することができるか、が争われた。第1事件の判決は、立法経緯、規定文言、条文相互間の関係等に照らして、会社法847条に規定する「株式会社」とは、現に株主が保有している株式に係る「株式会社」を意味する旨を判示した。すなわち、株式移転によって完全親会社の株主となった者は、完全子会社の取締役等の責任を、株主代表訴訟を新たに提起して追及することができないとする立場を示し、原告の請求を棄却したものである。

第2事件では、株式移転により完全子会社となったA社の取締役(Y2)が完全親会社(B社)の取締役に就任した場合に、Y2が株式移転前のA社の取締役として行った過去の違法行為について、完全親会社(B社)に対して責任を負うかが争われた。すなわち、Y2は、現に原告が保有している株式に係る株式会社の取締役であり、形式的には、取締役の責任追及の要件を満たすため、第1事件とは事情が異なる。第2事件の判決は、「株式移転においては、既存の株

式会社の法人格は、完全子会社となった後も維持されるため、既存の株式会社の有する債権債務関係が、当然に完全親会社に承継されるわけでない」として、当該取締役は、「完全子会社において行った過去の違法行為を理由に、完全親会社に対して責任を負うことは特段の事情が存在しない限りないというべきである」旨を判示した。その上で、特段の事情が認められないとして、原告の請求を棄却した。

### 3 時限目 実務の視点

会社法の下では、**株式移転前**に株主代表訴訟を提起した株主が、当該訴訟の係属中に当該株式会社の株式移転により完全親会社の株式を取得したときは、その者は引き続き訴訟を遂行することができることとされ(会社法851条1項1号)、一定の範囲で株主による取締役等の責任追及の手段が確保されている。

本件は、原告が、**株式移転後**に完全子会社および完全親会社の取締役等に対して株主代表訴訟を提起した事案であり、上記会社法の規定は適用されない。本判決は、代表訴訟を通じて取締役の責任を追及する場合、株主が所有している株式に係る株式会社の取締役に限定するという条文の素直な解釈を確認し(第1事件)、また、形式的に株主が所有している株式に係る株式会社(完全親会社)の取締役に対する責任を追及する場合であっても、株式移転前の完全子会社における違法行為を理由とした取締役の責任追及についてはこれを原則として否定した(第2事件)ものである。

第2事件の判決においては、「特段の事情」が認められる場合には、完全子会社の取締役として行った過去の違法行為について、責任追及の余地を認めている点に注目される。判決では、「特段の事情」に関連して、「完全親会社の設立は、原告の主張する違法行為に基づく旧完全子会社の取締役の責任を回避するためにされたものとは認められない」旨を認定している。したがって、仮に取締役等に対する責任追及を回避する目的で株式移転がなされた場合には、完全親会社の株主による訴えが肯定される可能性がある。